

食品の安全豆知識

食品衛生管理者と 食品衛生責任者

食品衛生管理者

食品衛生管理者とは、食品衛生法の規定に基づき特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物の製造又は加工をする施設ごとに置かれる管理者のことで、食品衛生法に違反することが無いように従事者を監督し、衛生管理の方法など食品衛生に関する事項についての注意や営業者に対する意見を述べるのが責務となっています。

食品衛生責任者

食品衛生責任者とは、飲食店や食品の製造業など食品の営業許可施設又はその部門ごとに置かれる責任者のことで、食品衛生上の危害の発生防止のため、営業者の指示に従い施設等の衛生管理を行い、その方法や食品衛生に関する事項についての注意や営業者に対し必要な意見を述べることを行います。

千葉県では、食品衛生法施行条例の規定により、営業者が食品営業施設またはその部門ごとに専任の食品衛生責任者を置かなければならないことが定められています。

食品衛生責任者になるための資格要件は、おおむね次のようなものです。

- ①栄養士や調理師などの資格を有すること
- ②食品衛生責任者になるための講習会などを受講すること

食品に関する疑問、相談がありましたら、下記までお願いします。

最寄の保健所・食品衛生県民ダイヤル（県庁衛生指導課内）TEL043-221-6000

食の安全・安心電子館 http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_eisi/date/densikan/densikan_top.html

テーマくんの食の安全・安心情報メール 会員募集



「食の安全・安心電子館」に掲載する食の安全・安心に係る最新情報を、メールでお知らせします。
千葉県ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/index.html> にアクセスしてメールマガジンのページから登録できます！

— 食品の自主回収情報配信 —

問い合わせは

千葉県 健康福祉部 衛生指導課 食品安全対策室

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 TEL043-223-2626 FAX043-227-2713 E-メール eisi2@mz.pref.chiba.lg.jp URL http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_eisi/index.html

食の安全安心 レポート

特集 食品衛生法施行条例と 食品衛生監視指導計画

